

被 処 分 者	認 定 証 番 号	和歌山県公安委員会 第650250号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	ワンピース運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	橋本市
処 分 年 月 日		令和5年12月27日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		道路運送法第78条に違反し、随伴用の自家用自動車を使用して有償で旅客運送を行った。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項
処分を行った都道府県		和歌山県